

通信サービス契約約款 新旧対照表

旧		新	備考 (変更箇所)
 ピカラモバイル通信サービス契約約款 <u>2026年1月1日</u> 株式会社 S T N e t		 ピカラモバイル通信サービス契約約款 <u>2026年2月1日</u> 株式会社 S T N e t	(変更)

通信サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考（変更箇所）						
	<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>1 この改正約款は、2026年2月1日から実施します。</p> <p>(特例措置)</p> <p>2 3の特例措置の適用期間は2026年2月1日から開始し、終了時期は未定とします。ただし、当社の判断により本契約者への予告なく特例措置の終了及び内容を変更する場合があります。</p> <p>3 2の期間中に、ピカラモバイル契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、当社が別に定める条件を満たす場合、次の特例措置を実施します。</p> <p>(1) 料金表第1表第1（利用料金）1-2（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、1-2（料金額）に規定する金額が、料金表通則3（料金の計算方法）の規定により日割され、減額する料金額を超えない場合は、当該、日割後の金額を上限に減額します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約者回線ごと</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプ</th><th>適用する期間</th><th>減額する料金額 (税込価格)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>音声&データ通信</td><td>回線提供の開始のあった日の属する料金月の翌月から3カ月間 (回線提供開始日が1日の場合は回線提供開始日の属する料金月から3カ月間)</td><td>800円（880円）</td></tr> </tbody> </table>	タイプ	適用する期間	減額する料金額 (税込価格)	音声&データ通信	回線提供の開始のあった日の属する料金月の翌月から3カ月間 (回線提供開始日が1日の場合は回線提供開始日の属する料金月から3カ月間)	800円（880円）	(新設)
タイプ	適用する期間	減額する料金額 (税込価格)						
音声&データ通信	回線提供の開始のあった日の属する料金月の翌月から3カ月間 (回線提供開始日が1日の場合は回線提供開始日の属する料金月から3カ月間)	800円（880円）						